

グリーン購入法について

全国エクステリアコンクリート協会

2001年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするものである。たとえば、再生紙のノートや低公害車などである。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっている。

公共工事【資材】の透水性コンクリートや再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）が該当する。

透水性コンクリート

【判断の基準】

透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。

- 備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。
- 2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書B舗装・境界ブロック類 推奨仕様B-1平板)で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）

【判断の基準】

- ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。
- ②再生材料が原材料の重量比20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。
- ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化
下水道汚泥	

(環境省 ホームページより抜粋)

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h29bp.pdf>

当協会員に於いては、透水性コンクリートや再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）に該当する製品を下記に示す。

太平洋プレコン工業株式会社

- ・遮熱 ILB
- ・タマパーム
- ・グランパムストーン
- ・オーシャンスリット
- ・アートスルー
- ・オーシャンペブルスルー
- ・オーシャンハイスルー
- ・オーシャングラニットスルー
- ・シルキーストーン
- ・ワインブロック
- ・ユニバーサル FG
- ・グランパム

東洋工業株式会社

- ・スーパーテラ TR
- ・スーパーテラ TRM
- ・スーパーテラ TRM UD
- ・スーパーテラ SP
- ・スーパーテラ SP UD
- ・シェードペイブ EX (遮熱透水)
- ・シェードペイブ SD (遮熱透水)